

消費税の増税に対する意見書

国は2019年10月から、消費税を10%に増税することを表明している。

少子高齢化顕著な我が国の現状を鑑みると、年々膨らみ続ける社会保障費の対応策として、消費税の必要性は理解できるが、国の増税に対する現状の取り組みでは、その必要性に対する国民理解が十分とは言えない現実にある。特にキャッシュレス決済による5%や2%還元は国民や中小小売店に不平等感と混乱を生じさせかねない懸念がある。

消費税導入の国際社会の現状は世界160か国になっているが、消費税は国民から等しく徴収する税金であるため、消費税導入の先進国では生活必需品に対しては十分な軽減税率を適用していて、国民に理解されている現実である。

しかしながら、我が国が現在進めている消費増税は、国民にとって本当に必要な部分に使われるのかが十分理解されない現実にある。しかもその取扱いが複雑な現状で、税の平等性が担保されるのかが不透明な状況にある。

ついては、当飯山市議会では、国民生活に大きな影響を与える消費税の増税については、2019年10月にこだわらず、再延長を含め慎重かつ十分な対応策を検討し、国民理解を得るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月27日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣

飯山市議会議長 渋川 芳三